

青木村堆肥活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家畜の排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るとともに、化学肥料を低減し、環境保全や地球温暖化防止につながる農業生産活動の促進を図るため、村内の畜舎における家畜の排せつ物を利用した堆肥（以下「堆肥」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 村内に住所を有する販売農業者であって、購入した堆肥を自らの農業、植物の栽培等に利用するもの
- (2) 村内で畜産業を営む者又は村内で堆肥を販売することを業とする者で家畜排せつ物の管理が適正に行われていると村長が認めるものから堆肥を購入した者

(対象経費及び補助率等)

第3条 補助率は、堆肥の購入に要した費用の10分の3以内とする。（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）ただし、一の年度につき3万円を限度とする。

(交付の条件)

第4条 交付の条件は、購入した堆肥を長期間放置しないこと。住宅地など周辺において臭気などで影響がでないよう、その他適切な管理を行なうこととする。

(交付申請等)

第5条 交付申請及び実績報告については、堆肥活用事業補助金交付申請書及び実績報告書（請求書）によるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。